

Title	情報社会と忘却権：忘れることを忘れたネット上の記憶
Sub Title	The information society and the right to be forgotten : on-line memory forgotten to forget
Author	伊藤, 英一 (Ito, Eiichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2011
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.6 (2011. 6) ,p.161- 208
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	十時巖周先生追悼論文集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110628-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

情報社会と忘却権

——忘れることを忘れたネット上の記憶——

- 一 忘却の重要性とネット上の記憶
- 二 クラウド（雲）の中の記憶と忘れられる権利
- 三 忘れさせてくれない、忘れてもらえない社会
- 四 プライバシーの終焉と個人情報
- 五 行動広告の興隆と個人の行動予測
- 六 忘却への権利、忘れられる権利
- 七 忘却権創設への道程
- 八 忘却権の模索
- 九 忘却権とグローバル化
- 一〇 忘れっぽい人間とクラウド（雲）の中の記憶との調和
- 一一 時の流れと忘却の復権
- 一二 めくるめく忘却のパラドックス

伊藤英一

忘却と死は、人として生きとし生けるものに課せられた宿命でもある。しかし、ネット上で生き続ける情報に関する限り、忘却は最早ありえないものとなりつつある。インターネットが人々の生活の一部となり、切っても切れない存在となった今、そのインターネット上を流れるデジタル化された情報データを刻み込み吸収する記憶は、消去することすら難しい段階にまで到達しつつある。

個人情報の永続性は、忘却の宿命を克服するだけでなく、忘却を許容しない段階へと進んでいる。ネット上の個人データは、その記憶の鮮明さと、時空を超えて蓄積された豊かな情報量により、本人よりも的確に取るべき行動を示唆し、人間の宿命の在り方そのものをも変貌させつつある。

生身の人間の記憶に関する限り、忘れないためにはそれなりの意志の力が必要である。また、無意志的な記憶の場合では、それなりに感性への鮮烈なインパクトが必要なのだ。忘れられないほど強烈に刻み込まれたトラウマ的記憶の場合であっても、時間の経過とともに変化し、その人の死とともに消滅していったのである。ピラミッドや石碑のような建造物は、忘れ難いものとなってくれることを願いつつ、時間の障壁を克服できるよう、記憶を刻み込み、忘却を乗り越えていこうとした人間の努力の名残でもある。

しかし、インターネットを流れるデジタル情報は、記憶にかかわる様相を一変させた。時間の壁だけでなく、地球的規模での空間の障壁すらも、超越したのだ。インターネット上にひとたび流れた情報は、地球的規模で拡散増殖する。たとえば、その情報が注目されない場合であっても、その情報が後々に何らかの用途で検索利用されるなど、分析解析の対象となったりする可能性を秘めたまま潜伏し続ける。デジタル時代の今日、地球上に張り巡らされた情報の「ネット（網）」の目から、その情報を消去し、忘れ去ってもらうことは至難のわざとなっている。

ウィキリークス (WikiLeaks) やユーチューブ (YouTube) に掲出された情報の例は耳目に新しい。二〇一〇年

一月二八日、ニューヨーク・タイムズ紙、ル・モンド紙等の国際五紙は、約二五万通の米国国務省に発着した公電の分析報道を開始した。⁽¹⁾ これら五紙と情報源との間に介在したサイトはウィキリークス⁽²⁾である。その後、ニューヨーク・タイムズ紙が、報道の続行にためらいを見せたとしても、その情報を消滅させることは不可能なのだ。ひとたび、サイトに流された情報は、そのミラーサイトやキャッシュからは勿論のこと、アクセスした人々により、コピーされたり、転送されたりすることで拡散していく。

歴史の流れの中で、これまで記憶のために努力し、忘却と戦ったのが人間である。記憶するために相当の努力や意志の力が必要であった人類は、その過去の残影からか、記憶に卓越した人をプラスに評価することが多い。忘れっぽいことは好ましくなく、駄目なことのように考える傾向は依然として見受けられる。

しかし、今や、記憶と忘却のパラダイムが転換する時代に直面している。忘却がもたらす素晴らしい側面やメリットも、それこそ忘れられてはならないのではなからうか。そして、時には、忘れる努力、記憶を消去するための戦いが必要なのかも知れないのだ。

本稿では、インターネット上に蓄積記憶され、分析され、広告ビジネス等に利用されつつある個人情報を探り、最早プライバシーは終焉してしまったとも言われる変化を俯瞰する。ネット上から消え去ることすら難しくなった、この過剰な記憶から救われる道を切り拓くために、「忘却される権利」を創設しようとする動きを追いながら、あらためて忘却の有用性について考察してみたい。

一 忘却の重要性とネット上の記憶

ニーチェは、その『道徳の系譜学』⁽³⁾の中で、能動的な「忘れっぽさ (Vergesslichkeit)」の効用を挙げている。

「この忘れっぽさなしでは、いかなる幸福も、明朗さも、希望も、誇りももてないし、いかなる現在もありえない (kein Glück, keine Heiterkeit, keine Hoffnung, keinen Stolz, keine Gegenwart geben könnte ohne Vergesslichkeit : 中山元訳⁽⁴⁾)」と説いた。

少々冗長になるが、ニーチェの言葉を追ってみよう。

「人間は必然的にこうした忘れっぽい動物にならざるをえないのであり、逞しい健康の一つの形式である。その一方で人間はこれに対抗する能力を育て上げたのである。それが記憶というものであり、この記憶の力によって、特定の場合には忘れっぽさを〈解除する〉のである (Eben dieses nothwendig vergessliche Thier, an dem das Vergessen eine Kraft, eine Form der starken Gesundheit darstellt, hat sich nun ein Gegenvermögen angezchtet, ein Gedächtniss, mit Hilfe dessen für gewisse Fälle die Vergesslichkeit ausgehängt wird : 中山元訳⁽⁵⁾)」。

そして、「この忘れっぽさを超克する、「意志の記憶 (Gedächtniss des Willens)」を強調した。

ところが、インターネットの商用化が実施されてから十数年を経た今日、デジタル化された記憶が減衰することや消滅することは、最早ありえないような様相を呈している。特定のハード内ではともかく、クラウド(雲)にも例えられるネットワークの中では、キャッシュやバックアップにより、記憶保全と瞬時の記憶回復のために万全の対策がとられるようになっていく。

人間の外部にあるネットワーク上の記憶装置からは、忘却という側面がそっくり消去され、消滅しようとしていくのである。逆に、その外部の記憶への依存度が高まるにつれ、それに反比例するかのようになり、個々の生身の人間の記憶能力は低下しつつあるかのような思いに駆られることもある。

二 クラウド（雲）の中の記憶と忘れられる権利

人間にとつては、記憶することも、忘れることも重要である。ただ、忘れること、忘却することが重要であるにしても、なぜ、受身の形の「忘れてもらう権利」や「忘れられる権利」、他者を想定した「忘却への権利」だけを、ここで権利として想定し、構想するのだろうか。⁽⁶⁾

それは、情報化がますます進展する社会にあつて、個人の知らない間にも、あるいは個人が忘れてしまった後も、個人の外部にあるネット上の記憶は存続してしまうからである。そして、その外部の記憶は、個人が自然体で生き抜く上で必要な、良い意味での忘却を阻害してしまう恐れがある。

独立した個の人間が、時の流れに応じて忘れてもらいたい情報がある場合でも、その当人の意志や意向とは無関係なまま、グローバルな拡がりをもちつつ、その情報は存続する可能性が高い。そんな個人情報について、その個人が修正、消去、匿名化等を要求できる権利として、「忘れられる権利」が想定される。

ここで、ウェブ上に個人情報アップロードされ、記憶される状況を垣間見てみよう。

SNSを代表するフェイスブック (Facebook) で交換される利用者個人に関する情報は、その利用者のプロフィール (プロフィール) 一つを例にとつても、フェイスブックから撤退した後も保存され、その利用者の利用再開に備えられると同時に、その情報がネットワーク側からは検証できる状態に保持される。

コンテンツ情報に関しても、ユーチューブ (YouTube) やウィキリークス (WikiLeaks) に掲載された情報は、⁽⁷⁾ そのネットワークにアクセスする人々によりコピーされたりシェア、転送されることにより、たとえネットワークを管理運営する側が編集したり消去した後も、この地球のどこかに保存されたり、利用されたりする可能性が

残ってしまう。

情報を検索し、地図を参照し、ウェブメールで情報を交換し、ネット上で買い物をする。その履歴が記録され、コンテンツやコンテキストが分析され、利用者によりますます快適な情報サービスが無料で提供される。しかし、この無料の対価は、案外、高くついているのかも知れないのだ。個々の人々の行動を予測し、先取りすることにより、利用者の情報を活用しながら、個々人の嗜好や行動パターンにぴったりの選択肢を広告として提示し、その消費行動にまで誘導して行く。これは、ネット上の個人データの使われ方の一端に過ぎない。

ネットワークやパソコンに用いられるメモリーの記憶容量とコストは、半導体における経験則である「ムーアの法則 (Moore's law)⁽⁸⁾」にも似て、容量は拡大拡張し、コストは低減し、その進展に限界がないかのような傾向にある。

インターネットをはじめとする「ネット(網)」は、「雲 (cloud)」になぞらえたり、図示されたりして来た。利用者から見れば、手元のパソコンや携帯端末から、空に浮かぶ雲にも似たネットの側に、記憶や処理の機能が移行しつつある。そんな「クラウド・コンピューティング (cloud computing; informatique en nuage)」が今日の主流となっている。その進展と普及は、記憶容量増大とコスト低減を飛躍的なものにすると同時に、グローバルな規模での情報検索処理サービスを可能にしている。

従来のデジタル記憶の場合は、端末機器に内蔵されていたり、端末に外付けの記憶媒体を利用することが多かったことから、ハードの劣化や製造中止、ソフトの旧式化等の理由により、更新されないまま棄却されたりしていたケースがあった。しかし、このクラウド・コンピューティングは、ネットワーク側での自動更新を普及させ、その記憶の永続性をより確実なものにしてくれてもいる。

更に、個人のメールの内容分析やコンテキスト(文脈)分析、位置情報の解析による個人の行動学的情報の蓄

積により、個人をターゲットとしたウェブ広告の伸びは著しい。メッセージ分析に限らず、ウェブ検索の行動状況を総合的に把握してのパーソナル・リサーチの成果も織り込んで、インターネット広告は個々の人々のニーズにフィットした内容と形態で提供されるようになってきている。個人情報やメリットとデメリットの双方の要素を内包したまま、グローバルな社会で利用されているのだ。

勿論、デジタル情報の素晴らしいところも、それこそ溢れんばかりにある。ここで、人間の記憶補助を支援する動きを覗いてみよう。

「情報通信技術 (Information Communication Technology: ICT)」を、生身の人間の記憶補助に役立てることは重要な課題である。高齢者が自立的な社会生活を快適に続けるためには、思い起こす機能を発揮することが大切になる。適切な記憶機能の回復や維持に ICT を活用する等への努力は世界各地で続けられている。EU の「情報社会およびメディアのための政策枠組み (EU policy framework for the information society and media)」であった「2010」⁽⁹⁾においても、自立支援への ICT 活用は最大のテーマの一つであった。更に、その後継計画である二〇二〇年に向けての「デジタル・アジェンダ (Digital Agenda)」⁽¹⁰⁾においても、自立的生活の為の記憶補助は最優先のテーマに掲げられている。とは言え、自立支援や介護における記憶回復や補助には、高齢化社会の進む中で、緊急性の高い課題であるとの認識では一致しているものの、困難な問題が数多、待ち受けている。

個々の生身の人間の記憶や忘却と、そこに寄り添って生かされようとしている情報通信技術の記憶回復能力やコミュニケーション支援機能の実情は、未だに、理想とは遠いところにある。一方、デジタル化された情報は過剰ともなり、ネット上に流れた記憶は永久的なものとなっている。

人の記憶と、ネット上の記憶との乖離は拡大している。その間隙を、どのように埋めていくかが難問なのだ。

このような実情を直視すると、むしろ情報社会の基盤を形成しているネットワーク上の世界から、必要に応じ

て忘却を尊重し、情報を消去できる幅を拡げること、重要な課題であろう。また、個人や社会にとって、そのデータが記憶され続けることがもたらす損失や不利益、あるいは個人的痛みが大きい場合を勘案して、そのデータの完全消去や廃棄への道を拓くことも緊急の課題ではなからうか。

生身の人間である自分が忘れてしまう、あるいは周りの人々に忘れ去られてしまう可能性は高く、改善されるべき分野は多い。しかし、地球的規模で展開するネットワークの側で、本人の知らない間に個人データが処理、改変されることや、本人あるいは他人が過去に蓄積した個人データが、その後の本人の意向の変化に関わりなく、消せないまま残されるリスクも、また、大きいのである。

三 忘れさせてくれない、忘れてもらえない社会

新規雇用にあたってインターネット上の個人情報をおろそかじめチェックする企業は、米国の例だが、二〇〇九年八月の時点で四五%、またウェブ上に掲出された写真等を参照して候補者を絞り込むのは三五%にのぼる、との調査結果がある。⁽¹¹⁾

二〇一〇年七月二四／二五日付けのインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙は、その一面中段および二面に「デジタルの時代、如何に赦し、忘れるか? “In a digital era, how can you forgive and forget?”」と題する Jeffrey Rosen 教授の寄稿を掲載した。大方において、ほぼ同じ内容の論稿は、「二五日付けのニューヨーク・タイムズ紙日曜版にも「ウェブは忘れることの終焉を意味 “The Web Means the End of Forgetting”」との見出しで発表されている。⁽¹²⁾

そこでは、四年前、高校教員実習中だった二五歳の女子学生が、パーティーでの一場面を、マイスペース

(MySpace)に「酔払った海賊 (Drunken Pirate)」とのキャプションでアップした出来事が語られている。偶然であるとしながらも、その写真を見つけてしまった大学側から、女子学生は職務不適格 (the photo was “unprofessional”) と判断され、翌日にも予定されていた教員免状授与が取り消されてしまった運命が綴られている。

この逸話を、「後代の歴史家が初期デジタル時代の災禍を振り返る際 (When historians of the future look back on the perils of the early digital age.)」、彼女は「アイコンともなるかも (— may well be an icon)」と、Rosen教授は述べている。

更に、ウェブ2・0時代に突入しウェブ3・0時代に向かおうとする今日の状況の中で、デジタル時代の風評被害を取り上げ、THREATS TO REPUTATIONと題する (ニューヨーク・タイムズ紙では REPUTATION BANKRUPTCY AND TWITTERGATIONとなっている) 小見出しの後にインターネット上のプライバシーにかかわるビジネスの長短所と、少なからぬケースで加害者として風評を拡大再生産し続けるウェブサイトの問題点を描写している。

結びとして、OUT OF CONTROL (ニューヨーク・タイムズ紙では FORGIVENESS) との小見出しの前後では、ネット上の記憶を消去するための打つ手は無いのだとしている。したがって、「忘れられる」ことが不可能なウェブに晒されないように努めることが大切であり、また「許す」ことが遅々として進まない中を生き抜く新しい方策を探し出すこと (In addition to exposing less for the Web to forget, it might be helpful for us to explore new ways of living in a world that is slow to forgive) を勧奨している。

しかし、「ウェブに晒されないよう」に、といった奨めは、今日の実生活の感覚からすれば不可能に近く、特に若年層には実際的でない。

この二〇一〇年十一月に l'agence Calysto 社が発表した「子供とインターネット第四次調査 (Le quatrième bar-

omètre Enfants et Internet)⁽¹³⁾」の結果を見てみよう。それによると、フランスの一一歳から一三歳までの子供の五五%、一三歳から一七歳にかけては七五%がフェイスブックにプロフィールを掲示している。また一一歳から一三歳の層では八七%が個人情報にガードをかけていない。個人情報を守る意識が低いままの状況で、フェイスブックがブームとなっている様子が窺える。

一五歳から一七歳にかけての高校(リセ)世代になると、三九%が個人情報の絡みで被害者となる一方で、四九%が加害者となることを経験している。また、この世代の半数が、「自分たちが子供を持つ親になったら、もっと子供を見守ってあげたい」と考え、二一%が過去に掲出した個人情報をできれば消去したいと思っている。若年層は、それなりの苦い経験も積んでいることが推察される。⁽¹⁴⁾

四 プライバシーの終焉と個人情報

しかし、プライバシーについて、最早プライバシーは問題にもならない時代に変化したのだとの見方もある。世界最大のソーシャル・ネットワークング・サービス(Social Network Service: SNS)に成長したフェイスブック(Facebook)の利用者は、二〇一〇年半ばに、五億人に達したと推定されている。⁽¹⁵⁾ そのフェイスブックの創設者であるMark Zuckerberg氏は、今年(二〇一〇年)一月、ガーディアン紙のインタビューで、次のように述べている。

「ソーシャル・ネットワークングの興隆は、最早、人々がプライバシーへの期待を抱いていないことを意味する(The rise of social networking online means that people no longer have an expectation of privacy)。」

更に、「プライバシーは、最早、社会規範ではない(privacy was no longer a "social norm")」とし、「社会規範は

時の流れで進化する (social norm is just something that has evolved over time)」と続けている。

また、二〇一〇年一〇月一八日付けのウォール・ストリート・ジャーナル紙は、フェイスブックのユーザーDが第三者に流出していた問題を報じている。

ちなみにMark Zuckerberg氏は、タイム誌により「二〇一〇年の人 (Person of the Year 2010)」に選ばれている。この選定について、二〇一〇年二月一六日のBBCは、「タイム誌の読者による投票ではウィキリークスのAssange氏と思われたが、タイム誌の発行者はフェイスブックのZuckerberg氏を選んだ」と報じている。⁽¹⁹⁾

最後まで、Assange氏か、Zuckerberg氏かで紛糾し、タイム誌が発表した後の、読者や他のメディアの反応も複雑であった。

二〇一〇年が、機密漏洩とプライバシーの問題で揺れた年であったことを象徴するかのようだ。

次に、ウェブ上から個人情報を取り込んだパーソナル・リサーチ型の総合検索をビジネスとして成功させているグーグル (Google) の例を見てみよう。⁽²⁰⁾

グーグルは、グローバルな規模でウェブ・クローラ (web crawler) を駆使、全文検索型サーチエンジンによる検索サービスを展開している。更に、ウェブメール (Gmail) のコンテキスト分析に加え、画像情報共有サイト (YouTube)、ウェブアルバム (Picasa)、街路地図情報 (Google Maps with Street View) 等、数々のサービスをグループ内に取り込んでいる。多様なこれらのサービスは、利用者の行動を、時系列的に、また地理的に移動のターンを認識することを実現している。その上で、個々人の選択行動を先取り予測し、行動広告などのビジネスに活かしているのだ。

二〇一〇年八月一四日付けウォール・ストリート・ジャーナル紙に掲載された「グーグルと未来の為の検索 (Google and the Search for the Future)」⁽²¹⁾ のインタビュー記事を見てみよう。グーグルCEOのEric Schmidt氏

は、ウェブ検索とその主たる収入源であるウェブ広告の将来性について市場関係者が示した悲観的な見通しを否定した。また、パソコンや電子書籍等でのクローム (Chrome OS) やスマートフォンでのアンドロイド (Android) の普及についても強気の見方を示している。そして、「新聞を基本的に素晴らしいものにしていくセルンディピティは、今や計算できるものとなり、我々は現にそれを電子的に制作している (“The thing that makes newspapers so fundamentally fascinating—that serendipity—can be calculated now. We can actually produce it electronically.”) と述べている。

一方で、プライベートな情報が溢れている危険性に触れて、「何時でも総ての人々が、総てを入手でき、知り、記録できること」で、何が起るのかについて、社会が判っているとは思えない (“I don't believe society understands what happens when everything is available, knowable and recorded by everyone all the time”) との懸念を示した。更に、「青年期に蓄積した情報から脱する為に、名前を変えられる日が来るだろう (“every young person one day will be entitled automatically to change his or her name on reaching adulthood in order to disown youthful hijinks stored on their friends' social media sites”) と予言している。

この後半の発言は、プライバシーを無視し、不都合な情報で困った場合は名前を変えれば良いと居直ったが如く、各国の多くのマス・メディアが批判的に伝え、⁽²²⁾後に Schmidt 氏は冗談であったと、修正をしている。

しかしながら、ウォール・ストリート・ジャーナル紙に掲載された Eric Schmidt 氏の応答は、実業界のトップに相応しい真摯な発言と思われる。BBC が「グーグルのボス Schmidt 氏がメディアの社会的利用に警告した (“Google boss Eric Schmidt warns on social use of media”)⁽²³⁾」と報じたように、大量のオンライン情報を利用する社会への再考を促した (Mr Schmidt said society needed to think about the consequences of having so much data online) と見る方が素直であろう。

また、法人には解散から再生へと、名前を新たにし、再チャレンジをする道が設けられている。にもかかわらず、自然人は個人破産の履歴や不払い等のブラックリストから逃れることが難しく、再起の可能性を狭められる傾向が増大している。そんな現状を見ると、Schmidt氏の「名前を変えられる日」が来るだろうとの予測は、慧眼なのかも知れない。

五 行動広告の興隆と個人の行動予測

ところで、ネット広告ビジネスについて、一部の市場関係者が示した先行き懸念を、Eric Schmidt氏が否定したことは、先に触れた。事実、グーグルの主たる収入源ともなっているウェブ広告の伸びは顕著である。

フランスにおいては、総広告費の中でインターネット広告が占める割合が二〇〇四年八月の5%から二〇〇九年八月の一六・四%と急伸⁽²⁴⁾、テレビ(二九・三%)、新聞(二八・五%)に続く第三の広告メディアとなった。

日本でも、二〇〇四年の時点では、総広告費五兆八五七一億円中、インターネット広告の額は一八一四億円で、全体の三・一%弱に過ぎなかつた⁽²⁵⁾。とは言え、その前年の二〇〇三年と比較すると、インターネット広告が前年比一五三・三%増の目覚ましい伸びを見せ、注目を浴びたのだ。これが二〇〇九年になると、成長率は鈍化したものの、インターネット広告が七〇六九億円と、総広告費五兆九二二二億円の中で、一一・九%を占めるまでになっている。テレビ(二九・〇%)に次ぐ第二位の媒体がネットとなり、新聞(一一・四%)を若干ではあるが凌駕⁽²⁶⁾した。

ネットを利用する個々人にターゲットを絞った広告の効率の高さは、広告の送り手である広告主にとってウェブを魅力的な広告メディアとしている。一方、受け手の側には賛否こもごもの反応が示されている。自分の意向、

趣味等にぴったりと即応して提供される広告は便利で、違和感はないといった好意的な反応も多い。しかし、広告に用いられている個人データの保護について、フランスの例で見れば、七一%が不十分であるとし、特に一八歳から二四歳の青年層では七八%が懸念を示している⁽²⁷⁾。

個々人に特化した広告 (*la publicité personnalisée*) は、ネット上を流れるどのような個人データを、どう利用しているのかに着目して分類すると、目下のところ、三つの類型に分けられる。

第一が、古典的個人広告 (*la publicité personnalisée classique*) と呼ばれるもので、インターネット利用者の加入者情報にある年齢、性別、地域等の属性を基礎に行われものである。この従来からの広告に、二つの新たな手法が加わり、その多様化、高度化が進んでいる⁽²⁸⁾。

第二が、新たな手法の一つで、コンテキスト広告 (*la publicité contextuelle*) と言う。クラウド・コンピューティングやウェブ 2・0 の普及で飛躍的に伸びた無料検索やウェブメール等のコンテキストを分析、更には内容分析や使用単語分析等の成果を取り入れて打たれる広告が、このコンテキスト型広告だ。これに、携帯電話や移動通信端末の位置情報 (*geolocalisation*) も加味することにより、地理的な空間情報もコンテキスト型広告の精度を高めることに活用されつつある。コンテキストとは、ラテン語の *contextus* から来ており、一緒に結びつけたり、編み合せたりする、脈絡のことだ。個人のメッセージの文脈や、個人の動きを示す地理情報等を結びつける経路なども含まれる。このような脈絡を検出しながら、行われる広告がコンテキスト広告となる。

第三が、行動広告 (*la publicité comportementale; Behavioral advertising*) である。蓄積情報のグローバル化と大容量化により急伸しているのが、この種の広告である。インターネット利用者が過去にウェブを利用した際の情報や蓄積し、それを時系列的かつ空間的な行動情報として、行動科学的あるいは行動学的に分析する。その分析結果を生かせば、個々人の選択行動を先取りした形で、ユーザーにぴったりとフィットした、違和感のないオプ

シヨンを提示できようになる。このような成果に基づいて消費を喚起、勧奨するタイプの広告が、行動広告である。

そんな行動広告が、コンテキスト広告と共に、今日のネット広告の主流を形成しつつある。⁽²⁹⁾

このように、個人情報が多様な手法で活用する例は、今日では当然のように受け取る向きも少なくない。グーグルの広告やフェイスブックによるプロファイルの活用に見受けられるようなインターネット上の個人情報については、それなりの合意が、サービス提供者とユーザーの間に成立していることになっている。その情報収集に用いられるウェブサイトにおけるクッキー(cookie)は選択拒否できるし、ユーザーがそれを認知して利用するオプト・イン(opt.in)や、その利用をオプト・アウト(opt.out)するといった、選択の余地があれば問題はないとの考えもある。

しかし、ウェブメールをはじめとした様々なコンテンツに含まれる個人データが、長期にわたって、かつグローバルな規模で蓄積され、分析の対象ともなっていく可能性は残っている。

グループで撮った写真、あるいは通りがかりに記録されたデータ等、当の本人が知らない間にアップロードされ、知らない目的に利用される可能性は残る。また、ひとたび、ネット側に蓄積された個人情報は、そのまま保存され、過去に遡って消去される保障はないのが現状である。

このような状況に危機感を持ち、個人データに関するユーザーの権利を見直そうとの考え方が出ている。ネットの向こう側に累積された個々人の情報について、時間の経過や必要性に応じて、その個人情報をネット側から消去修正してもらええる権利、即ち「忘却」してもらええる権利を創設しようとする動きも、その例に挙げられる。そこで、このような権利に関する動きを、ヨーロッパを中心に追ってみよう。

六 忘却への権利、忘れられる権利

ヨーロッパ委員会の Viviane Reding 法務担当委員および Neelie Kroes デジタル化戦略担当委員から、二〇一〇年一月四日⁽³⁰⁾、「ヨーロッパ共同体における個人データ保護に関する包括的アプローチ (A comprehensive approach on personal data protection in the European Union)⁽³¹⁾」と題する報告が公表された。同時に、二〇一一年一月一五日まで EU 市民のコメントを求め、その結果を参考に EU 指令の改正を目指すことが明らかにされた。

この報告のフランス語版では「忘却への権利 (droit à l'oubli)⁽³²⁾」、英語版では「いわゆる『忘れられる権利』 (the so-called 'right to be forgotten')⁽³³⁾」との表現が出てくる。この表現は暫定的なもので、このように表現される権利の定義を明確にし、その権利の導入を検討することも、今回の報告に盛り込まれている。

今回の報告では、暫定的と断りながらも、この権利について左記のような説明がされている。

「個人のデータについて今後処理されないよう停止することを求め、正当な事由のために必要がなくなった個人データを消去させる権利 (le droit en vertu duquel les personnes peuvent obtenir l'arrêt du traitement des données les concernant et l'effacement de celles-ci lorsqu'elles ne sont plus nécessaires à des fins légitimes. / the right of individuals to have their data no longer processed and deleted when they are no longer needed for legitimate purposes)」。

このような権利などを設けることで、データの主体となる人の人権回復と権利強化を図ることができると考えられている。自分自身にかかわるデータを、本人が制御できるようにし、より透明なデータ処理を実現しようというのも、今後の指令改正が目指す方向の一つの柱となっている⁽³⁴⁾。

現行のEU指令である「データ保護指令」が発出されたのは一九九五年である。

その「データ保護指令」には、①市場域内でのデータ流通の自由化、および、②データの保護、という、二つの主たる目的があった。

二つの目的のうち、①のヨーロッパ市場域内でのデータ流通の自由化についてはその有効性が失われていない。しかし、②のデータの保護、とりわけ個人データの保護に関しては、時代の急速な変化とグローバル化に対応した抜本的な改正の必要に迫られている、としたのだ。

Reding 女史は、同日の会見で、特に、個人データの処理については、当該市民の明示された同意 (“consentement éclairé”) のあることが要件であることを改めて述べた。その上で、「必要性がなくなった、あるいは削除を希望するデータについては忘却への権利を享受 (Bénéficiaire du “droit à l’oubli” lorsque ces informations ne sont plus nécessaires ou qu’ils veulent les faire supprimer.)⁽³⁵⁾ できるようにする」との方向性が明らかにされた。

この模様を報じたBBCは、「EU、オンラインの『忘れられる権利』を求める (EU wants ‘right to be forgotten’ online)⁽³⁶⁾」とタイトルを打った。ここでは、「フェイスブックやグーグルの類がヨーロッパの顕微鏡の下に置かれる (The likes of Facebook and Google are coming under the microscope in Europe)」と述べられている。その上で、「アジェンダ最上位はいわゆる『忘れられる権利』となる。ヨーロッパ官僚は、我々が自身に関する情報を容易に永久削除できるように望んでいる (Top of the agenda will be a so called “right to be forgotten”. European officials want to make it easier for us to permanently delete information about ourselves)」と報じ、right to be forgotten を括弧でとじている。

同日付けのテレグラフ紙は、括弧の位置こそ違え、「EUが『忘れられる』オンライン権を提案 (EU proposes online right ‘to be forgotten’)⁽³⁷⁾」と、やはり to be forgotten を括弧でとじており、この用語が未だ一般的には浸透

していないことを窺わせている。

本件に関し、フランスのメディアは、いずれも *droit a l'oubli* なる用語に、ある程度の馴染みがあることを推測させるタイトルや本文中での紹介を行っている。とは言え、今回の用語の説明はあくまで暫定的なものであり、この用語の定義は今後の作業を待たなければならぬ。

本稿では、とりあえず、このような権利を忘却権と呼んでおくこととする。

ただ、この忘却権を創設する動きは、その端緒が開かれたばかりである。その推進派の一人である Alex Turk 氏の言を借りれば、「今後、順調に作業が進められても、実現は二〇年先⁽³⁸⁾」との見方もあるように、ある程度、長期的な地道な作業なのだ。

ところで、必要に応じて個人情報を消去させることは、ヨーロッパでも、アクセス権として、OECD 勧告や EC 指令でも、認められていた筈である。検討に向けて動き始めた忘却権と異なる点は、どのようなものなのだろうか。

七 忘却権創設への道程

今回の公開諮問は、一九九五年の指令 (95/46/EC) を、一五年振りに大幅改正することを目標に実施された。

ところで、一九九五年の指令は、その一九九五年から更に一五年をさかのぼる一九八〇年に採択された OECD 勧告に盛り込まれた理念と原則を、ヨーロッパの地域で実現したものである。

OECD 勧告の出された直後の、一九八一年一月、ヨーロッパ審議会は、「パーソナル・データ自動処理に関する個人の保護の為の協定 (Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of

Personal Data)⁽³⁹⁾」を、ストラスブルールで既に採択している。しかし、OECD勧告の意とするところを、EU加盟各国で統一的に法制化するように促すまでには至らなかった。

一九九五年の指令(95/46/EC)は、ヨーロッパ審議会が達成できないままとなっていた国内法制化に関し、OECDとヨーロッパ共同体加盟国の橋渡しをする役割を担っていたとも言える。

時代を更にさかのぼることになるが、OECDでは、一九七〇年代を通じて個人情報情報の越境フローに鋭意取り組んでいた。その成果が、一九八〇年九月、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告(Recommendations of the Council Concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Trans-Border Flows of Personal Data: 95/46/EC)」として採択されたのだ。

OECD加盟のヨーロッパの国々は、第二次世界大戦中の人権にかかわる苦い経験に加え、大戦後にあつては東西に分断された現実から、個人データの保護には熱心に取り組み組んだ。一方、米国は、国際流通の側面では前向きであつても、個人データの面での国際標準化には消極的であつたとも言われる。

しかし、このOECD勧告のガイドラインが国際的なコンセンサスを示す役割を果たしてきたのも事実である⁽⁴⁰⁾。この勧告の第一部では、その後、EU(EEC)でも採用されることになった「データ管理者(data controller)」の用語を採用して、「個人データの内容及び利用に関して決定権限を有する者を意味し、そのようなデータが、管理者又はその代理人によって、収集、貯蔵、処理、もしくは流布されるかどうかは問わない」と定義し、責任者について柔軟な解釈を可能とした。

また、第二部では、国内適用における基本原則として、1: 収集制限の原則(Collection Limitation Principle)、2: データ品質の原則(Data Quality Principle)、3: 目的明確化の原則(Purpose Specification Principle)、4: 利用制限の原則(Use Limitation Principle)、5: 安全保護の原則(Security Safeguards Principle)、6: 公開の原則

(Openness Principle) 7 : 個人参加の原則 (Individual Participation Principle) 8 : 責任の原則 (Accountability Principle) の八原則を明記した⁽⁴¹⁾。

これら八原則のなかには、ドラフト段階から検討されてきた七つの考えが盛り込まれている。

即ち、①通告 (Notice : いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである)、②目的 (Purpose : 個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲内で正確、完全であり最新なものに保たなければならない)、③同意 (Consent : データ主体の同意を得たうえでの収集、利用等)、④安全 (Security : 個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス、破壊、使用、修正、開示等の危険に対し、合理的な安全保護措置により保護されなければならない)、⑤公開 (Disclosure : 個人データに係わる開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない)。個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者のアイデンティティおよび住所を明示しなければならない)、⑥アクセス (Access : 個人は自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者等からその確認を得、自己に関するデータに対して異議を申し立てること、その異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること)、⑦責任 (Accountability : データ管理者は、諸原則を実施するための措置に従う責任を有する)、といった考えを盛り込んだのである⁽⁴²⁾。

ところで、この⑥というアクセス権、あるいはOECD勧告の第二部の第七の原則である個人参加の原則 (Individual Participation Principle) にも含まれるアクセスの権利として「データの消去、修正、完全化、補正」が含まれていることは明らかである。

この部分は、指令 (95/46/EC)⁽⁴³⁾ の第V節一二条に「データ主体によるデータへのアクセス権 (DROIT D'ACCÈS DE LA PERSONNE CONCERNÉE AUX DONNÉES / THE DATA SUBJECT'S RIGHT OF ACCESS TO DATA)]

として盛り込まれた。ここでは、「加盟国が、データ主体に対し、データ管理者から得られることを保障する権利の一としてアクセス権 (Droit d'accès Les États membres garantissent à toute personne concernée le droit d'obtenir du responsable du traitement / Right of access Member States shall guarantee every data subject the right to obtain from the controller)」が掲げられている。

その(b)項には、「本指令の規定するところに準拠することなく処理されたデータ、特にデータの不完全または不適切な性質に起因するデータを修正、削除または阻止 (selon le cas, la rectification, l'effacement ou le verrouillage des données dont le traitement n'est pas conforme à la présente directive, notamment en raison du caractère incomplet ou inexact des données / as appropriate the rectification, erasure or blocking of data the processing of which does not comply with the provisions of this Directive, in particular because of the incomplete or inaccurate nature of the data)」の旨、明記されている。

しかしながら、ここに「データ主体がデータ管理者から得られる権利」に留められているところは、実際のデータを修正、削除、阻止させるまでの手続きを複雑にさせ、修正などの要求をした後の経過も不透明にさせてしまいう結果をもたらしている。

特に、ネットの時代、ウェブの時代に移行した今、「データ管理者」とは誰のことを指すのかも不明瞭である。アクセス権を裏付ける権利義務関係の図式が描けなくなっている。

第VI節は監督機関 (Autorité de contrôle / Supervisory authority) の設立を加盟国に促す規定である。その二項は、個人データの主体である人々の権利と自由の保護にかかわる (relatives à la protection des droits et libertés des personnes à l'égard du traitement de données à caractère personnel / relating to the protection of individuals' rights and freedoms with regard to the processing of personal data) EU諮問機関としての役割をも担っており、を明記している。

続いて、三項にはデータの阻止、消去、廃棄および処理停止 (le verrouillage, l'effacement ou la destruction de données, ou d'interdire temporairement ou définitivement un traitement / the blocking, erasure or destruction of data, of imposing a temporary or definitive ban on processing) の措置をとる機能も担い得ることが記されている。

この第VI節の規定を一読する限り、かなり幅広い権能をもつ機関となる可能性を付与されるが如き規定となっているが、いずれの加盟国においても、そのような国内機関とはなっていない。

フランスのコンピュータ自由委員会 (Commission nationale de l'informatique et des libertés : Cnil) は、この第VI節の規定する機関のモデルとなった先例で、独立行政庁 (autorité administrative indépendante) として設置されている。Cnilの設立準拠法でもあるフランスの国内法、「コンピュータ、ファイルおよび自由に関する一九七八年一月六日第七八一七七法 (Loi n°78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés)」⁽⁴⁴⁾は、個人データ保護に関する先駆的な役割を果たした法である。この法により設立されたCnilは、EC指令の目標とする監督機関であると同時に、EC/EUの諮問機関としてのモデルともなっているが、監督機関としての実質的機能の強化が検討されたのは、ようやく最近になってのことと伝えられている。⁽⁴⁵⁾

ここで誤解のないよう、念の為に補足すると、国際機関の勧告に拘束力はないかの如き意見も見受けられるが、これは誤解である場合が多い。ITU、GATT (WTO) の勧告の様に勧告そのものに拘束力を持たせるものもある。またOECDやEC (EU) のように国内法制化を勧告する場合は、加盟国の国内法の裏付けにより拘束力を得られるようドラフトする道はある。

もともと、OECDの作業が進められた一九七〇年代は、回線交換やCCITT (現ITU-T) X・25準拠のパケット交換による公衆データ通信がサービス開始されたばかりであった。インターネットは、TCP/IPプロトコルについて、一九七三年によりやく基本が固められた段階である。また、学術用に構想されたインター

ネットのバックボーンを形成していたARPANETから、全米科学財団(National Science Foundation)がインターネットを降り、その商用制限が解除される時としては、一九九五年五月まで待たなければならなかった。ここまで振り返ったところから明らかのように、一九九五年の指令(95/46/EC)の内容は、実は一九七〇年代の時代を背景にドラフトされたものが基盤となっている。

今日のインターネットの隆盛、ウェブの普及とグローバル化、クラウド・コンピューティングの興隆等々は、おおよそ想定外の段階であったと言える。

激変した今日の状況を踏まえ、将来を見据えての根本的な見直しが必要になっている理由でもある。

八 忘却権の模索

フランスの国内においても、忘却権の意味内容についての合意が成立している訳ではない。むしろ情報の世紀ともいわれる今世紀半ばを見据えての課題として、この忘却権の検討が続けられている。

Jean Fraysinet教授は、「個人は、その生涯を通じて、本人の知らない間に、ファイル化されたり、利用されたりする情報により、妨げられてはならない (*l'individu ne doit pas être gêné « toute sa vie durant par des informations fichées et utilisées à son insu »*)」とし、このような権利を、「データを持っている者に対する権利 (*droit à l'habeas data*)」あるいは「忘却への権利 (*droit à l'oubli*)」⁽⁴⁶⁾と呼ぶとした。

「データを持っている者に対する権利 (*droit à l'habeas data*)」とは、「データを持っている (*Habeas Data*) 者に対し、市民がそのデータの修正、変更、抹消を求めることができる」⁽⁴⁷⁾権利である。このような権利は、ブラジル、パラグアイ、ペルー、アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ等のラテン・アメリカ諸国で受け入れられ、法制

化が進められた。

フランスの場合、「忘却への権利 (droit à l'oubli)」に含まれると想定される権利として、⁽⁴⁸⁾現時点では、⁽⁴⁹⁾左記の二点でのコンセンサスが成立しているにとどまっていると、上院では報告⁽⁵⁰⁾されている。

① 情報処理の目的を終えたデータを一定期間が経過した後は自動消去 (l'automatisme de la suppression des données après l'écoulement d'un certain délai fixé en fonction des finalités du traitement)⁽⁵¹⁾ を定める時効 (prescription) をあらかじめ設定する。

② データの最新化 (la mise à jour des informations lorsque le type de traitement l'exige) により、データの乱用から人権を守る。

データ処理の目的に照らして、その処理過程や利用において忠誠が尽くされているか否か、合意が成立しているか等に関する規定については、微妙な問題として残されている。

ホーム・ページを訪れ、無料検索を利用し、ウェブメールを利用する人々が、その行動データを蓄積されたり、コンテキスト分析されたりすることに合意しているのか、そのリスクについて認識しているのか、と考えを巡らせても、この課題は大きい。⁽⁵²⁾

自然な、あるいは社会的な存在としての人間が、忘れることによつて救われている面がある。それが、情報化が進む中で、どのように守られていくかについては、表現の自由、コミュニケーションの自由との狭間にある課題なのだ。

とは言うものの、無料で提供されるネット上のウェブ・サービスが、利用者の多くに歓迎され、サービス提供

者の側の善意も疑い得ない状況もある。そこで、個人データのプライバシーの側面だけを強調することもバランスに欠けるのは確かであろう。⁽⁵³⁾

フランスの上院の二〇〇八年―二〇〇九年会期四四一報告⁽⁵⁴⁾によれば、「忘却権はデータの破碎または不可逆的匿名化から着手される (Le droit à l'oubli est alors mis en oeuvre par la destruction des données ou une anonymisation irréversible)⁽⁵⁵⁾」と言ふ。そこで、「私的生活の概念は人間的尊厳の領域を保護するところにある (Notre conception de la vie privée place sa protection sur le terrain de la dignité humaine)⁽⁵⁶⁾」と続く。しかしながら「難しいのは、忘却権と、表現および情報の自由との、均衡点を探るところにある (la difficulté est de trouver un équilibre entre le droit à l'oubli et la liberté d'expression et d'information)」と記している。

また、時効の問題一つを考えてみても、時間の経過と共に忘却する人間の素晴らしさもある反面、忘れてはならないことまで忘れてしまう悲劇も続いている。

二〇一〇年夏のフランスでは、ロマの人々のキャンプ破壊からルーマニアへの送致(送還)に至る措置が開始された。二〇一〇年八月一〇日付ケル・モンド紙の三面には、「忘却から脱出するジプシーのキャンプ (Un camp tsigane sort de l'oubli)」との記事が掲載された。⁽⁵⁷⁾ その記事は、ヴィシー政権下の収容施設について報じ、忘れてはならない話題としている。また、「ナチにより二五万人から五〇万人の放浪の人々が殺害された (De 250.000 à 500.000 "nomades" furent exterminés par les Nazis)」と、過去の記憶を喚起している。⁽⁵⁸⁾

一方、この悲劇では、忘れられてしかるべき個人データにかかわる歴史的な課題⁽⁵⁹⁾も生じていることが、一三日付けの同紙の、一面トップから七面、一〇面および一四面を割いて、報じられている。「国連がフランスの外国人排斥を批判 (L'ONU dénonce la montée de la xénophobie en France)⁽⁶⁰⁾」との記事では、ロマの人々の個人に関わるデータファイルの違法利用も指摘されたのである。⁽⁶¹⁾

忘れっぽい面のある人間、忘れたいこともある人間が、それでもなお、人間としての尊厳を保持しつつ、消せない情報に溢れた世界を生き抜くことができるような道の模索が続けられている。⁽⁶³⁾

この論議の中で、忘却権の創設と、そのための憲法修正の必要性が議題にのぼる背景を復習しておこう。フランスでは、一九五八年一〇月四日に採択されたフランス第五共和国憲法⁽⁶⁴⁾の前文により、人権宣言に述べられた諸原理が、憲法としての価値をもつと明記されている。人権宣言が発されてから二二〇年が経過しているが、今も、その人権宣言には、憲法的価値が与えられている。その第一一条には、次のように宣言されている。

「思想および意見の自由なコミュニケーションは、人間の最も貴重な権利の一つである。すべての市民は、自由の濫用について法律によって定められるところに応える以外は、自由に、話し、書き、印刷することができる (La libre communication des pensées et des opinions est un des droits les plus précieux de l'Homme : tout Citoyen peut donc parler, écrire, imprimer librement, sauf à répondre de l'abus de cette liberté dans les cas déterminés par la Loi. ; The free communication of ideas and of opinions is one of the most precious rights of man. Any citizen may therefore speak, write and publish freely, except what is tantamount to the abuse of this liberty in the cases determined by Law.)」

人権宣言とは、⁽⁶⁵⁾「La Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen (人間と市民の権利の宣言)」の略称であるが、一七八九年八月二六日に採択されている。

コミュニケーションの自由を高らかに標榜する宣言を前に、今日の忘却される権利を創設する動きを照らし合わせる、情報社会の光と影を実感させられる。

九 忘却権とグローバル化

忘却権を、情報社会におけるネット上の権利として確立する為には、インターネットの本質であるグローバルな規模で受け入れられるものでなければならぬ。一国あるいはヨーロッパ域内といった、一定の地域のみに通ずるだけでは、不十分なのだ。この必要性に、ヨーロッパの一部が主張している忘却権の考え方は応えられるのであろうか。

地球的規模で情報化が進展する中、この情報化を更に推進し、国際的な情報流通を阻害しないことが肝要である。東西南北を問わない情報の流れをより円滑にしていく方向に、忘却権の考え方が寄与することが基本となる。国際的な場での連携を想定すると、ラテン・アメリカ諸国とは、共通した国際戦略を策定できると考えられる。ラテン・アメリカ諸国は、従来から、忘却権に近い *Habeas Data* (データ所持者に対する権利/データ保護権) の権利を導入しているからだ。加えて、フランスの *Cnil* が今後の提携強化の交渉先としてあげているアフリカ諸国、マグレブ諸国、中国等、の動きも注目される。⁽⁶⁶⁾

フランスの Yves Détraigne 上院議員は、米国のデータ保護策は、高く評価できるとしている。⁽⁶⁷⁾ 特に、米国内政府における Chief Privacy Officer の役割と権限を評価すると共に、プライバシー・バイ・デザイン (Privacy by Design) の考え方と、その開発推進に賛同している。米国は、連邦レベルに加え、五〇州中四五州に於いても、個人情報の保護とその安全性確保の面で、ヨーロッパを凌駕していると言う。米国とヨーロッパの政府間調整は、さほど、困難ではないだろうとの観測である。

しかし、官民の調整は困難な部分も垣間見られる。フランスにおける、ウェブ広告等にかかわる忘却権検討のための官民合同研究会合に、現在のところグーグル

およびフェイスブックは参加していない。二〇一〇年一月二三日付けル・モンド紙は、「インターネット上の忘却権…グーグル、フェイスブック抜きで協定 (“Droit à l’oubli” sur Internet: une charte signée sans Google ni Facebook)⁽⁶⁸⁾」と報じている。

フェイスブックの Mark Zuckerberg 氏が、プライバシーに関する時代の変化について語った件は既述した。そのプロフィール (プロフィール) 関連の方針転換に一〇万人の人々は否定的であったと、Cnil の Alex Türk 委員長は報告している⁽⁶⁹⁾。

五億人を超えるフェイスブックの利用者の中で、一〇万人に過ぎなかったとの数値は、解釈が難しい。Zuckerberg 氏の主張するプライバシーへの考え方の変化を示しているとも解釈できる。一方、Türk 氏が考えるように個人データが乱用されるリスクへの一般的な認識不足を示すものとも解釈できる数値でもある。

公と民とのビジネスにかかわる姿勢に違いがあるのはフランスだけでなく、米国でもその傾向は見受けられる。二〇一〇年一月一〇日のニューヨーク・タイムズ紙は NY 版 B1 面およびウェブ版で、Edward Wyatt および Tanzina Vega 両氏の署名記事を掲載した。「オンラインのプライバシー、大詰め段階に (Stage Set for Show-down on Online Privacy)⁽⁷⁰⁾」との記事である。そこでは、ネット上のプライバシーにかかわる二つの省庁から、二律背反的な争点を含んだ各々のレポートが出る動きが報じられている。

米国の商務省 (The Commerce Department) は、「ビジネス関係者による自主規制に重きを置くと言っ。

一方、連邦通商委員会 (The Federal Trade Commission: FTC) は、「トラッキング拒否 (“do not track”)⁽⁷¹⁾」のオプションを設けさせる方向である。ブラウザやウェブサイトにプライバシー保護の為にプライバシー・バイ・デザイン (Privacy by Design)⁽⁷¹⁾」を設計段階から組み込ませるか、プラグインで解決を図るものと思われる。トラッキング拒否は、電話サービスで好評を博した着信拒否リスト (“do not call”)⁽⁷¹⁾」にも似た機能を、ネット上でも可能にし

ようというものである。

両省庁の視点に違いはあれ、ネット上のプライバシーの問題を重要な課題としている点は共通している。ただ、連邦行政レベルに限って見ても、Obama 政権の追求する国際標準化推進路線、商務省の自主規制尊重路線、FTC の消費者保護優先路線の三路線にまたがった調整が必要である。加えて、立法府レベルを巻き込んだの交渉が本格化すると報じられている。

ネット上の個人データについて問題があるとの認識では、ヨーロッパと米国で一致しており、その解決にグローバルな国際協調によるアプローチが必要と考えている点でも共通している。

情報化を更に推進し、国際的な情報流通を阻害しないことが肝要と述べたが、その秩序ある発展の為に、個人の情報についても、一定の国際的な枠組みや標準が必要となると思われる。国際標準を考える際、ビジネス的色彩の強い領域では市場原理で形成される実質的 (*de facto*) 標準が優先されてしかるべきであろう。しかし、忘却権の標準化を考える場合、EU は法的 (*de jure*) 標準化を前提に、国際戦略を策定するものと考えられる。

フェイスブックの個人情報で、少なからぬ青少年層が被害者や加害者になる経験をしており、グーグルの展開する行動広告に市場関係者の一部が懸念を示しているのも事実である。両社のようなサービスが、更に永続的に発展して行く為にも、その影の部分の予防的対策は必要であろう。

一〇 忘れっぽい人間とクラウド（雲）の中の記憶との調和

ネットとは「網」を意味し、インターネットとは「網と網の間」を意味している。網は、網である限り、その網の目が、どんなに細かい目であろうとも、その向こう側が、ある程度は、透けて見えるものであった。

ウェブとは、言うまでもなく「蜘蛛の巣」を意味し、ネットよりは透明度とか可視性の点で少し落ちるのかも知れない。更に、粘着性の要素が加わることを考えると、ウェブというネーミングはなかなかの感もする。しかし、ジュネーブ郊外、スイスとフランスの国境を跨いだ CERN で開発された WWW により、世界中が一つの村のように密着できるようになったことを想起すると、この意味での高い粘着性は悪くはなさそうだ。

そのネットやウェブの内側では、ソフトや情報処理の機能をほぼ全面的に担うクラウド・コンピューティングが現在の主流となりつつある。

そこでは、グーグルやフェイスブックが提供するような素晴らしいサービスが、しばしば無料で我々の手に入るようになっていく。

その恩恵を享受している者の一人として、そんな素晴らしいものに惜しみない喝采を贈らなければいけないのだろう。しかし、その無料サービスを支えているのが行動広告やテキスト広告であり、個々人の選択行動を予見した広告の有効性を支えているのは、グローバルな規模での時空を超えた情報の蓄積と分析の成果なのだ。

このような無料サービスの対価は、その利用者がサービスを利用するコミュニケーション行動そのものに関する個人情報ということだ。その個人が、そのサービスを利用して以上、合意は成立している筈であるが、その交換価値が等価なのか、そのトレードオフが適切でフェアなものかは検討を要する。

また、グーグルのサービスが素晴らしいものであればある程、そのグローバルな規模と至便性から、そのサービスを利用せざるを得ない状況が、そのシェアを高めて行くと同時に、利用者はますますそこにロックインされてしまうのだ。

個人データを巡る連鎖が、好循環となり、悪循環とならないことが重要である。グーグルやフェイスブックなどの企業が形成する循環が、社会にとっても、会社にとっても好ましい循環であって欲しい。

ヤフーが、実質的にその検索サービスをグーグルに依存し、その規模を縮小せざるを得ない現況は、ビジネスの動きとしては当然の事象かも知れないが、グーグルの寡占化に若干の危惧を感じる。

勿論、グーグル社の経営理念や行動規範、特に創業時からの「邪悪ではいけない (Don't be evil)」と言うモットーは、我々自身の内心にも強い感銘とインパクトをもたらすものである。同社の人材の水準の高さもまた疑い得ないところではある。ただ、モラルを高く保ち続けることは、いずれの組織にあっても至難のわざであることは歴史の教えてくれるところでもある。また、邪悪であってはいけないと思いつつも、邪悪な結果を招いてしまふこともありえる人間というアンビバレントな存在への配慮も必要であろう。

グーグルCEOのEric Schmidt氏が、「新聞を根本的に素晴らしいものにしていくセレンディピティは、今や計算できるものとなり、我々は現にそれを電子的に制作している ("The thing that makes newspapers so fundamentally fascinating—that serendipity—can be calculated now. We can actually produce it electronically")」と述べたとのインタビュー記事については、既に触れた。

本論の主題を外れるが、「セレンディピティこそが新聞を素晴らしいものにしていく」とは言い得て妙であり、卓見であろう。しかし、「セレンディピティは、今や計算できる」と断言する部分は、未だ記憶に新しい(筈の)二〇世紀におけるメディアの歴史を振り返っただけでも危険な考え方に思われる。集合知と衆愚の見極めは計算できるかも知れないが、焔く少数知らないしは素晴らしい創造的発見を算出できるかは疑問として残る。

人間は忘れっぽい存在である。ただ、人間の素晴らしい点は、忘却に忘却を重ねた末に、それでも残った記憶を大切にできる点にあるのかも知れないのである。

セレンディピティとは、忘却によって昇華された記憶が結晶化 (a crystallisation) した末に閃くものではないだろうか。⁽⁷⁷⁾

本論に戻ろう。グーグルの優れたセレンディピティを支えているのは、グローバルな規模でのデータの蓄積と高速分散処理技術である。その基本的な設計思想の一つは、「誤り忘却コンピューティング (Failure-Oblivious Computing)⁽⁷⁸⁾」という考え方である。データ処理の過程でエラーや機能損傷が生じた場合も、誤りを無効化し忘れ去るだけで、処理を停止せずに続行する仕組みである。グーグルやアマゾンはその大規模なサービスを、断続のサービスとして提供し続けている。このようなサービスが可能となっているのは、エラーを制御し、不具合を回避しながら忘却できるようプログラムを組んでいるからなのだ。

クラウド (雲) の中のデジタル記憶は万全が図られているが、そこでは意図的な忘却の発想が、むしろ有効な場合がある。

忘れっぽい人間とクラウド (雲) の中の記憶との調和は、人間とネットの共存共栄による情報社会を築いてくれるのかも知れない。

一 時の流れと忘却の復権

スタンダールは『愛について (De l'amour)』の中で、ザルツブルクにある岩塩の廃坑での話を語っている。この塩水に、小枝を二カ月から三カ月沈めておくと、「揺らぎ煌々無限のダイヤモンドに飾られた輝く結晶 (cristallisations brillantes (中略) garnies d'une infinité de diamants mobiles et éblouissants)⁽⁷⁹⁾」に覆われ、小枝が結晶に変身すると言うのである。二カ月から三カ月とは言え、歳月の流れが結晶化をもたらすのだ。

マルセル・プルーストは、そんなスタンダールについてのノートに、「魂の中で無意識の内に過ぎ行くもの (ce qui se passe inconsciemment dans l'âme)」が彼の名作『赤と黒 (Le Rouge et le Noir)』のテーマであると記した。⁽⁸⁰⁾

スタンダールの描いた無意識のうちに過ぎ行くものから、プルーストは更に一步進めて、無意志的な記憶が蘇るさまを紡いでいる。

紅茶に小さなマドレーヌを浸し、口に含んだ瞬間の感覚は鮮烈だ。その感覚をきっかけに、忘却の彼方の時が蘇るさまを、プルーストは、『失われた時を求めて (A la recherche du temps perdu)⁽⁸¹⁾』の中で描き出した。そこで、プルーストは、無意志的記憶 (la mémoire involontaire) の宇宙を描いたのだ。

そこでは、ニーチェの語る意志的記憶とは対蹠的な、無意志的記憶があることが示されている。

ニーチェの説く意志的記憶にせよ、プルーストの描く無意志的記憶にせよ、それらの記憶は、時の流れを越え、忘却による昇華作用により浄化されているのだ。

今、EUでは、通信事業者に課したメールの保存期間を六カ月程度まで短縮することを検討している。

交換されるメッセージの安全を確保する為に採用された中長期保存の義務は、今や逆機能をもたらし、サービスの価値を逆転させている。デジタル記憶容量の躍進とコスト低下が進む今日、逆説的な事象ではあるが、顧客のプライバシー保護や信書の機密保持の為に、メールの保存期間を必要最短の期間に短縮することが望ましいとの考えに変化している。

雲の中の、更にはその彼方の、デジタル記憶は衰えるどころか、長期にわたるに従い、蓄積されるデータ量が豊富になり、時空を超えての行動分析の精度を高め、その分析をより確かなものとしていく。それはデータを持つ側の力を、更に強力なものとしてしまいうリスクを増大させていく。

忘却という時間的あるいは人間的なフィルターを通さない、ネット上のデジタル記憶に過度に依存することは危険でもありうる。

外部のデジタル記憶に、その時効、あるいは時間的減耗機能を持たせることは、有効かも知れない。人間と

いう実存的な存在にとって避けがたいものでもある忘却の長所を活かしながら、デジタル記憶との共存、調和を図ることが、有益なのではないのだろうか。

高齢者や記憶の面でハンディを負った人には、ネット上の記憶を活用し、自立的生活を支援する。しかし、ネット上の過度な記憶、間違った情報等で苦しむ人には、そのデジタル記憶を緩和し、修正をする。ネット上の記憶と、人の記憶との、バランスを回復することが基本だと思われる。

クラウド・コンピューティングのクラウド（雲）が、ネットの本来持っている透明性を覆い隠してしまうのでなく、ネットを利用する世界中の人々に慈雨をもたらす雲であることを願いたい。

一一二 めくるめく忘却のパラドックス

「忘却とは忘れ去ることなり。忘れ得ずして忘却を誓う心の悲しさよ」とのナレーションで始まるラジオドラマ『君の名は』が、電波に乗って一世を風靡したのは一九五二年と伝えられる。⁽⁸²⁾ この『君の名は』で語られた忘却は、あくまでも当の本人の忘却にかかわる主体的な意味での忘却である。今、ヨーロッパ委員会等で検討されている忘却は、受身の形の「忘れてもらう権利」や「忘れられる権利」、他者を想定した「忘却への権利」に関する問題である。⁽⁸³⁾ どうしたら主体的な忘却を回復できるのか、その主体的な忘却を当人の願いを無視するかのよりに妨害する状況を改善できるのか、といった問題なのだ。

また、「君の名は」と、出会った人の名を問うことすら躊躇されるような、あるいは自ら名乗ることに戸惑ったような時代から数十年を経た今日も、こと個人情報の開示に関しては、世界的に見て、特異とも見受けられる傾向が日本では生じている。フェイスブック等のSNSにおける、個人のプロフィール開示に関しては、日本で

は余り歓迎されておらず、匿名が選択される傾向が顕著なのだ。その匿名志向が、負の側面だけでなく、ある意味ではプライバシーを守る積極的な効果をもたらしている。この部分では、人の名を問うことを控えたり、名乗りに臆するような文化が残っているのかも知れないと思わせる現象が生じている。

ところで、往時の日本でも愛読者の多かったロマン・ロランによる『ピエールとリュス (Pierre et Luce)⁽⁸⁴⁾』は、第一次世界大戦終結段階に近い一九一八年冬のパリを舞台とする短編小説で、その初版が刊行されたのは第一次世界大戦後の一九二二年であるが、第二次世界大戦後、敗戦国となったオーストリアやドイツでそのドイツ語版が再度ブームになったと言われる⁽⁸⁵⁾。戦時色の濃いパリのメトロで擦れ違った若い二人が、三度目の出会いで初めて言葉を交わし、お互いにピエールとリュスの名前を名乗り合う場面が描かれている。名前を教え合うことが新鮮な感動を覚えさせる。また、匿名文化の『君の名は』と対比しても、興味は尽きないものがある。

もともと、匿名を好むか否かについては、日本と他の国々との差異はあっても、ネット上の個人情報利用態様について危惧を示す人々が多いことは共通している。また、当の本人が匿名を選択したつもりでも、個人にかわる情報の蓄積は進んでおり、ネット上のサービスを利用するためにはプライバシーを犠牲にせざるを得ないようなプライバシー・パラドックス⁽⁸⁶⁾ (privacy paradox / le paradoxe de la vie privée)⁽⁸⁷⁾が生じている。また、匿名の場合であっても、リスクの高いことは同様で、個人の特定は困難ではない時代に既に変化している⁽⁸⁸⁾。この問題については、別の機会に論じてみたい。

〔補記〕

十時巖周先生が、スイス・ジュネーブの拙宅を訪れて下さってから三〇年近くの歳月が流れました。御一緒したシャモニーの谷川沿いでの食事、グリュイエールの石畳を踏みしめての散歩、シャルメの暖炉を前にしての語り等々、懐

かしくも幸せだった想い出は尽きません。

ジュネーブの国連欧州本部、ITU、ILO、GATT (現WTO)、WIPOに始まり、この拙稿にもかかわりのあるCERNからフランスの国境沿いのフェルネヴォルテールまで、終始一貫、興味を示され、楽しく御付き合いました。

改めて、法学部十時厳周研究会と大学院でいただいた学恩と併せ、先生への御礼を記させていただきます。

※ 本稿で参照したウェブサイトは、原則として以降の注に記録した。なお、別段の日時が補記されていない限り、すべて二〇一〇年二月一六日現在のものである。

- (1) サイト (Wikileaks) と 国際五紙 誌 (The New York Times, Le Monde, The Guardian, El Pais, Der Spiegel) が提携、公表を開始した。Le Monde: Au coeur de la diplomatie américaine, 30 novembre 2010, p.1. http://abonnes.lemonde.fr/international/article/2010/12/01/wikileaks-un-etat-omnivoire-un-tandem-bancal-washington-analyse-le-pouvoir-russe_1447665_3210.html
- (2) Ravi Somaiya: Hundreds of Wikileaks Mirror Sites Appear.
- (3) cf. フリートリッヒ・ニーチェ、中山元訳、道徳の系譜学、二〇〇九年、光文社、三七八頁 (Friedrich Nietzsche: Zur Genealogie der Moral - Eine Streitschrift, Verlag von C. G. Neumann, Leipzig, 1887)。
- (4) *op. cit.*, p.98. cf. <http://www.nietzschesource.org/texts/eKGWB/GM-II>
- (5) *op. cit.*, p.99.
- (6) Louis-xavier Rano 氏が「忘却にかかわる権利として」「忘却に対する権利 (droit contre l'oubli)」「忘却の為の権利 (droit pour l'oubli)」「忘却への権利 (droit à l'oubli)」を列挙して検討を加えている。Louis-xavier Rano sous la direction de J. Frayssinet: La force du droit à l'oubli, Faculté de Droit - Université de Montpellier I, 2003/2004, 111pp.
- (7) Infographie Wikileaks: les analyses des télégrammes diplomatiques, région par région LEMONDE.FR-01.12.

- 10-15h46. http://abonneslemonde.fr/documents-wikileaks/infographie/2010/12/01/wikileaks-les-analyses-des-telegrammes-diplomatiques-region-par-region_1447295_1446239.html
- (∞) Gordon E. Moore; Cramming more components onto integrated circuits, *in* Electronics, Volume 38, Number 8, April 19, 1965. ftp://download.intel.com/museum/Moores_Law/Articles-Press_Releases/Gordon_Moore_1965_Article.pdf
- (∞) http://ec.europa.eu/information_society/activities/policy_link/brochures/documents/independent_living.pdf
- (∞) <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/225&format=HTML&aged=1&language=FR&guilanguage=en>
- (∞) <http://www.careerbuilder.com/>
- (∞) Jeffrey Rosen; In a digital era, how can you forgive and forget?, International Herald Tribune, Saturday-Sunday, July 24-25, 2010, pp.1-2. Jeffrey Rosen; The Web Means the End of Forgetting July 25, 2010, on page MM30 of the Sunday Magazine. <http://www.nytimes.com/2010/07/25/magazine/25privacy-t2.html>
- (∞) <http://www.lefigaro.fr/assets/pdf/BarometreCalysto2010.pdf>
- Agnès Leclair ; Raz-de-marée numérique chez les 11-17 ans, *in* Le Figaro du 16/12/2010. <http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2010/12/16/01016-20101216ARTFIG00358-raz-de-maree-numerique-chez-les-11-17-ans.php>
- (∞) cf. http://pewinternet.org/~media/Files/Reports/2010/PIP_Social_Media_and_Young_Adults_Report_Final_with_toplevels.pdf
- (∞) Time Vol.175 No.21, May 31, 2010, p.21.
- (∞) Privacy no longer a social norm, says Facebook founder, <http://www.guardian.co.uk/technology/2010/jan/11/facebook-privacy>
- (∞) http://www.time.com/time/specials/packages/article/0,28804,2036683_2037183_2037185,00.html
- (∞) <http://online.wsj.com/article/SB10001424052702304772804575558484075236968.html>
- (∞) Time Vol.176 No.26, January 3, 2011.

- (19) “Readers of Time Magazine voted in a poll that they would choose the founder of the Wikileaks website, Julian Assange, as their Person of the Year. However, Time’s editors officially chose Mark Zuckerberg, the founder of the Facebook, as the winner of the 2010 title.”
 BBC: Should Wikileaks’ Assange have won Time’s Person of the Year?, 16 december, 2010. http://www.bbc.co.uk/worldservice/news/2010/12/101216_assange_et_sl.shtml
- (20) Google chief warns on social networking dangers, Eric Schmidt says young may want to change names in future to escape public record of youthful indiscretions. <http://www.guardian.co.uk/media/2010/aug/18/google-facebook>
- (21) Google and the Search for the Future – The Web icon’s CEO on the mobile computing revolution, the future of newspapers, and privacy in the digital age. <http://online.wsj.com/article/SB10001424052748704901104575423294099527212.html>
- (22) <http://www.telegraph.co.uk/technology/google/7951269/Young-will-have-to-change-names-to-escape-cyber-past-warns-Google-Eric-Schmidt.html>
- (23) <http://www.bbc.co.uk/news/technology-11009700>
- (24) IAB France - TNS media intelligence. Baromètre des Investissements Publicitaires bruts 2004-Août 2009.
 二〇〇九年における、グローバルな広告ビジネス分野では、イギリス系の WPP 社が営業実績で二〇〇八年に引き続き世界一となり、米国系の Omnicom 社を凌駕した。また、フランス系の Publicis 社が第三位に躍進しているが、その Publicis 社の総収入の内、デジタル広告として計上されているものは、二〇〇九年、二二%を占めたが、二〇一〇年には三〇%超を経営目標としている。
- <http://www.latribune.fr/journal/edition-du-2702/technos-et-medias/375303/publicis-devient-le-numero-trois-mondial-de-la-publicite.html>
- (25) 電通 プレスリリース 二〇〇五年二月一七日。 <http://www.dentsu.co.jp/news/release/2005/pdf/2005006-0217.pdf>
- (26) 電通 プレスリリース 二〇一〇年二月二二日。 <http://www.dentsu.co.jp/news/release/2010/pdf/2010020->

- 0222.pdf
- (72) DP_Atelier_Droit_oubli_numerique_12_11_2009
- (73) Cabinet de Nathalie Kosciusko-Morizet; Dossier de Presse, Atelier Droit à l'oubli numérique, Science Po Paris, Jeudi 12 novembre 2009, pp.7-10.
- (74) *ibid.*, p.8.
- (75) http://abonnes.lemonde.fr/europe/article/2010/11/04/bruxelles-lance-une-consultation-sur-la-protection-des-donnees-personnelles_1435631_3214.html
- (76) European Commission: A comprehensive approach on personal data protection in the European Union; COM (2010) 609 final, Brussels, 4.11.2010. http://abonnes.lemonde.fr/europe/article/2010/11/04/bruxelles-lance-une-consultation-sur-la-protection-des-donnees-personnelles_1435631_3214.html
- Commission Européenne: Une approche globale de la protection des données à caractère personnel dans l'Union européenne.; COM (2010) 609 final, Bruxelles, le 4.11.2010 http://ec.europa.eu/justice/news/consulting_public/0006/com_2010_609_en.pdf
- (77) *op. cit.*, p.9. (オホニヒ) – de clarifier le «droit à l'oubli», c'est-à-dire le droit en vertu duquel les personnes peuvent obtenir l'arrêt du traitement des données les concernant et l'effacement de celles-ci lorsqu'elles ne sont plus nécessaires à des fins légitimes. Il s'agit, par exemple, du cas dans lequel la personne revient sur son consentement au traitement des données, ou du cas dans lequel le délai de conservation des données a expiré.
- (78) *op. cit.*, p.8. (オホニヒ) – clarifying the so-called 'right to be forgotten', i.e. the right of individuals to have their data no longer processed and deleted when they are no longer needed for legitimate purposes. This is the case, for example, when processing is based on the person's consent and when he or she withdraws consent or when the storage period has expired.
- (79) Commission Européenne: Une approche globale de la protection des données à caractère personnel dans l'Union

- personnes physiques à l'égard du traitement des données à caractère personnel et à la libre circulation de ces données <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31995L0046:fr:HTML> <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31995L0046:EN:HTML>
- (14) <http://www.cnil.fr/en-savoir-plus/textes-fondateurs/loi78-17/>
- (15) Rapport n° 330 (2009-2010) de M. Christian COINTAT, fait au nom de la commission des lois, déposé le 24 février 2010, 147pp. <http://www.20minutes.fr/article/579769/vous-interviewez-Vous-avez-interviewe-Yann-Padova-sec-retaire-general-de-la-Cnil.php>
- (16) Jean Frayssinet ; Informatique, fichiers et libertés, éditions LITTEC, 1992, p.74.
- (17) Louis-Xavier Rano sous la direction de J. Frayssinet ; La force du droit à l'oubli, Faculté de Droit – Université de Montpellier I, 2003/2004, 111pp. http://www.droit-nic.com/trav/info.php?id_trav=95
- (18) Andrés Guadamuz ; Habeas Data vs the European Data Protection Directive, *The Journal of Information, Law and Technology* (JILT), 2001. http://www2.warwick.ac.uk/fac/soc/law/elj/jilt/2001_3/guadamuz
- (19) L'Université Paris Descartes – René Wiki: Informatique, libertés et vie privée. http://wiki.univ-paris5.fr/wiki/Informatique_libert%C3%A9s_et_vie_priv%C3%A9e
- (20) *cf.* la loi du 6 août 1978, la loi du 6 août 2004 憲法' décret du 24 mars 2006.
- (21) Rapport n° 330 (2009-2010) de M. Christian COINTAT, fait au nom de la commission des lois, déposé le 24 février 2010, 147pp.
- (22) *ibid.*
- (23) <http://www.droit-nic.com/news/afficher.php?id=376>
- (24) London Economics; Study on the economic benefits of privacy-enhancing technologies (PETs) – Final Report to The European Commission DG Justice, Freedom and Security, July 2010. http://ec.europa.eu/justice/policies/privacy/docs/studies/final_report_pets_16_07_10_en.pdf
- (25) Rapport d'Information N° 441, Sénat Session ordinaire de 2008-2009, 153pp.

- (55) *ibid.*, p.104.
- (56) *ibid.*, p.106.
- (57) Catherine Rollot : Le Monde, 10 août 2010, p.3.
- (58) Le Monde, 10 août 2010, p.3.
- (59) Le Monde, 13 août 2010.
- (60) *ibid.*, pp.1, 7, 10, 14.
- (61) <http://www.leparisien.fr/politique/villepin-ji-y-a-sur-notre-drapeau-une-tache-de-honte-23-08-2010-1040477.php> http://abonnes.lemonde.fr/idees/article/2010/08/23/villepin-une-tache-de-honte-sur-notre-drapeau_1401652_3232.html#ens_id=1390910
- (62) Rapport d'Information N° 441. (*op. cit.*), p.107. <http://www.senat.fr/rap/109-330/109-3301.pdf>
- (63) Jean-Baptiste Chastand: La délicate question du droit à l'oubli sur Internet, Le Monde, 12 nov. 2009. http://www.lemonde.fr/technologies/article/2009/11/12/la-delicate-question-du-droit-a-l-oubli-sur-internet_1266457_651865.html
- (64) 第五共和国憲法前文 (Préambule) ㄱ' « Le peuple français proclame solennellement son attachement aux Droits de l'homme et aux principes de la souveraineté nationale tels qu'ils ont été définis par la Déclaration de 1789, » ㄴ' ㄷ' ㄹ' ㄺ' ㄻ' ㄼ' <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/la-constitution/la-constitution-du-4-octobre-1958/texte-integral-de-la-constitution-de-1958.5074.html>
- (65) <http://www.conseil-constitutionnel.fr/francais/la-constitution/la-constitution-du-4-octobre-1958/declaration-des-droits-de-l-homme-et-du-citoyen-de-1789.5076.html> 二〇〇九年一月三十一日現在。なお、本稿での人権宣言英訳文は、特に別段の断りをしない限り、下記の訳文を利用した。 http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank_mm/anglais/cst2.pdf
- (66) Conférence plénière de clôture / Droit à l'oubli sur le Web. p.3. http://www.fic2010.fr/pdf/2010/pleniere_cloture.pdf

- pdf
- (67) Christian Cointat ; Rapport N° 330, Sénat Session ordinaire de 2009-2010, p.25. http://www.fic2010.fr/pdf/2010/pleniere_cloture.pdf
- (68) Laurent Checola: "Droit à l'oubli" sur Internet: une charte signée sans Google ni Facebook, 13 nov. 2010. [http://www.zdnet.fr/actualites/droit-a-l-oubli-sur-le-web-google-et-face-book-ne-signent-pas-la-charte-voulu-par-nathalie-kosciusko-morizet-39755374.htm](http://abonnes.lemonde.fr/technologies/article/2010/10/13/droit-a-l-oubli-sur-internet-une-charte-sinee-sans-google-ni-facebook_1425667_651865.html)
- (69) Conférence plénière de clôture / Droit à l'oubli sur le Web. p.3. http://www.fic2010.fr/pdf/2010/pleniere_cloture.pdf
- (70) <http://www.nytimes.com/2010/11/10/business/media/10privacy.html>
- (71) *cf.* London Economics; Study on the economic benefits of privacy-enhancing technologies (PETs) – Final Report to The European Commission DG Justice, Freedom and Security, July 2010.
- (72) *cf.* T. Berners-Lee, R. Cailliau ; WorldWideWeb: Proposal for a HyperText Project, 12 November 1990. <http://www.w3.org/Proposal>, <http://info.cern.ch/default-fr.html>
- (73) <http://dealbook.nytimes.com/2010/12/13/a-key-figure-in-the-future-of-yahoo/?partner=rss&emc=rss>
- (74) <http://www.ft.com/cms/s/2/3f4a1164-0727-11e0-94f1-00144feabdc0.html#axzz18AWK7Xhg>
- (75) Google 社の行動規範の前文は、次の文で始まる。 “Don't be evil.” Googlers generally apply those words to how we serve our users. But “Don't be evil” is much more than that. Yes, it's about providing our users unbiased access to information, focusing on their needs and giving them the best products and services that we can. But it's also about doing the right thing more generally – following the law, acting honorably and treating each other with respect. <http://investor.google.com/corporate/code-of-conduct.html>
- (76) Stendhal ; De l'amour, Hypérior, 1936, Paris, pp.3-7.
- (77) 十時巖周：経済発展に関連する非経済的要因について、法学研究 第四五巻第三号、慶應義塾大学法学部、四九

頁。

- (78) cf. Martin Rinard et al.; Enhancing Server Availability and Security Through Failure-Oblivious Computing, Computer Science and Artificial Intelligence Laboratory, Massachusetts Institute of Technology, 2004. 14pp. <http://people.csail.mit.edu/rinard/paper/osdi04.pdf>
- (79) Stendhal ; *op. cit.*
- (80) Marcel Proust; Notes sur Stendhal, *in* Contre Sainte-Beuve, Collection Bibliothèque de la Pléiade, Édition Gallimard, (1908-original), 1971, p.655.
- (81) Marcel Proust ; À la recherche du temps perdu, Tomes 1-4, (1913-1927 original), Collection Bibliothèque de la Pléiade, Édition Gallimard, 1987-1989.
- (82) 菊田一夫：君の名は 第一部、河出文庫、河出書房新社、一九九一年、二八四総頁。
 菊田一夫：君の名は 第三部 忘却の彼方、河出文庫、河出書房新社、一九九一年、三〇八総頁。
 岩井宏實：「君の名は」の民俗学、河出書房新社、二〇〇六年、一七四総頁。
 NHK映像ファイル No.059、あの人に会いたい—菊田一夫。 <http://www.nhk.or.jp/archives/anohto/past/2005/059.html>
- (83) Louis-Xavier Rano 氏は、忘却にかかわる権利として、「忘却に対する権利 (droit contre l'oubli)」「忘却の為の権利 (droit pour l'oubli)」「忘却への権利 (droit à l'oubli)」を列挙して検討を加えている。 Louis-xavier Rano sous la direction de J. Frayssinet ; La force du droit à l'oubli (*op. cit.*).
- (84) Romain Rolland; Pierre et Luce (récit du 30 janvier au 29 mars 1918), Édition Albin Michel, Paris, 1922, 157pp.
- (85) Romain Rolland ; Peter und Lutz – Erzählung mit sechzehn Holzschnitten von Franz Masereel, Büchergilde Gutenberg, Wien, 1949, 207pp.
- (86) Andy Greenberg ; Internet – The Privacy Paradox, February 15 2008. http://www.forbes.com/2008/02/15/search-privacy-ask-tech-security-cx_ag_0215search.html
- Ramón Compañó, Wainer Lusoli; The Policy Maker's Anguish: regulating personal data behaviour between

- paradoxes and dilemmas, WEIS, London, 24-25 June 2009, 16pp.
<http://weis09.infoseccon.net/files/119/paper119.pdf>
- (87) cf. Daniel Kaplan ; Informatique, libertés, identités, FYP éditions, Paris, 2010, 142pp.
- (88) cf. Latanya Sweeney; Patient Identifiability in Pharmaceutical Marketing Data, 2011, 22pp. <http://dataprivacylab.org/projects/identifiability/pharmal.pdf>
cf. <http://www.internetactu.net/2009/09/21/critique-du-web%c2%b2-34-toutes-les-donnees-sont-devenues-personnelles/>

参考文献

- 十時巖周：経済発展に関連する非経済的要因について、*法学研究* 第四五巻第三号、慶應義塾大学法学部、一九七二年三月、四五―七〇頁。
- 十時巖周：産業人類学序説―工業化と文化変容―、世界書院、一九六六年、二一六総頁。
- 伊藤陽一編著：ニュース報道と市民の対外国意識、慶應義塾大学出版会、二〇〇八年、二九一総頁。
- 伊藤陽一編著：文化の国際流通と市民意識、慶應義塾大学出版会、二〇〇七年、二二三総頁。
- 堀部政男編著：インターネット社会と法 第2版、新世社、二〇〇六年、二九七総頁。
- 堀部政男：アクセス権とは何か―マス・メディアと言論の自由―、岩波書店、一九七八年、二三〇総頁。
- 伊藤英一：コミュニケーションの自由とインターネット上の創造的著作―アドピ (Hadopi) 法の違憲審決と音楽産業の未来―、ジャーナリズム&メディア 第三号、日本大学法学部新聞学研究所、二〇一〇年三月、九―三九頁。
- 伊藤英一：ヨーロッパにおけるメディア政策の視座、ジャーナリズム&メディア 第二号、日本大学法学部新聞学研究所、二〇〇九年三月、七一―二三頁。
- Eiichi Itoh: The Danish Monopoly on Telegraph in Japan –A case study of an unequal communication system in the Far East-, *in* Keio Communication Review No.29, 2007, pp.85-105.
- Eiichi Itoh: The Universal Information Infrastructure, in *Overcoming indifference-* (edited by Klaus Schwab), January

- 1995, New York University Press, pp.179-181.
- 伊藤英一：フランス国際情報戦略の新展開―フランスの国際情報テレビ放送の離陸に向けて―、情報通信学会誌 二二二卷三号、二〇〇五年一月、一〇六―一一三頁。
- 伊藤英一：伝える歴史探訪2―テレグラフィとフランス革命―「自由」を伝える、in “On the line” 第四六七号 二二二―二二五頁、一九九二年十一月、国際通信文化協会。
- 伊藤英一：国際通信運輸事業者間国際機関の構造と機能―国際多角清算機構の事例を中心に―、一九七九年八月、国際電信電話株式会社、九八総頁。
- 伊藤英一：統一ドイツと電気通信 in 国際電気通信連合と日本 Vol.21 No.2、日本 I T U 協会、一九九一年二月、一―六頁。
- 伊藤英一：統合ヨーロッパと通信サービス―その将来動向の読み方・考え方―、in 国際通信に関する諸問題 一九八九年春季号、一一―三一頁、一九八九年四月。
- 伊藤英一：G S M、in 流通サービス新聞、一九九三年二月三日&一〇日。
- 伊藤英一：マルチメディアの世紀、丸善、二一八総頁。
- 伊藤英一：世界化とフランス文化、in 伊藤陽一編：文化の国際流通と市民意識、慶應義塾大学出版会、二〇〇七年、四九―七四頁。
- 杉原泰雄：民衆の国家思想―失われた理念の再生を求めて―、一九九二年、日本評論社。
- 杉原泰雄：基本的人権と刑事手続、学陽書房、一九八〇年、二八一頁。
- フリードリッヒ・ニーチェ、中山元訳、道徳の系譜学、二〇〇九年、光文社、三七八総頁。(Friedrich Nietzsche: Zur Genealogie der Moral - Eine Streitschrift, Verlag von C. G. Neumann, Leipzig, 1887.)
- Gordon E. Moore : Cramming more components onto integrated circuits, in Electronics, Volume 38, Number 8, April 19, 1965.
- IAB France : TNS media intelligence. Baromètre des Investissements Publicitaires bruts 2004 - Août 2009.
- 電通：プレスリリース、二〇〇五年二月一七日

電通：プレスリリース 二〇一〇年二月二二日

Cabinet de Nathalie Kosciusko-Morizet; Dossier de Presse, Atelier Droit à l'oubli numérique, Science Po Paris, Jeudi 12 novembre 2009, pp.7-10.

European Commission; A comprehensive approach on personal data protection in the European Union; COM(2010) 609 final, Brussels, 4.11.2010, 19pp.

Commission Européenne; Une approche globale de la protection des données à caractère personnel dans l'Union européenne; COM(2010) 609 final, Bruxelles, le 4.11.2010, 21pp.

International workshop with the support of the business and industry advisory committee (BIAC), OECD, Paris, 16-17 February 1998.

Jean Frayssinet; Informatique, fichiers et libertés, éditions LITEC, janvier 1992, 229pp.

Louis-xavier Rano sous la direction de J. Frayssinet; La force du droit à l'oubli, Faculté de Droit – Université de Montpellier I, 2003/2004, 111pp.

Andrés Guadamuz; Habeas Data vs. the European Data Protection Directive, The Journal of Information, Law and Technology (JILT), 2001.

L'Université Paris Descartes – René Wiki; Informatique, libertés et vie privée.

Rapport n° 330 (2009-2010) de M. Christian COINTAT, fait au nom de la commission des lois, déposé le 24 février 2010, 147pp.

London Economics; Study on the economic benefits of privacy – enhancing technologies (PETs) – Final Report to The European Commission DG Justice, Freedom and Security, July 2010, 238pp.

Daniel Kaplan; Informatique, libertés, identités, FYP éditions, Paris, 2010, 142pp.

Rapport d'Information N° 441, Sénat Session ordinaire de 2008-2009, 153pp.

Martin Rinard et al.; Enhancing Server Availability and Security Through Failure-Oblivious Computing, Computer Science and Artificial Intelligence Laboratory, Massachusetts Institute of Technology, 2004, 14pp.

Stendhal: De l'amour, Hypériorion, 1936, Paris.

Marcel Proust; Notes sur Stendhal, *in* Contre Sainte-Beuve, Collection Bibliothèque de la Pléiade, Édition Gallimard, (1908-original), 1971.

Marcel Proust; À la recherche du temps perdu, Tomes 1-4, (1913-1927 original), Collection Bibliothèque de la Pléiade, Édition Gallimard, 1987-1989.